

第4回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成25年12月27日(金)午後1時30分～3時40分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀 野澤今朝幸
神宮司正人

オブザーバー 前島敏彦議長

説明員 萩原明人総務部長 雨宮茂貴管財課長

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

傍聴人 9人(内、報道関係者5人)

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
 - ①入札執行の流れについての説明及び質疑
 - ②その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○上野副委員長

ご苦労さまです。今日は第4回目ということで、入札執行の流れを当局側から説明を受けていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○野澤委員長

改めまして、こんにちは。ご苦労さまです。

本当に市としては、今日が仕事納めということで、非常に慌ただしい中、特に総務部長と管財課の課長さんには出ていただきまして、ありがとうございます。

そして、議員の皆さんも師走の最後の迫ったところでの会議ということで、本当にご苦労さまです。

若干、1、2。1つは、この百条委員会を議会広報で、今回1月に出ます広報に掲載いたします。それで事務局が途中で写真を撮りますので、あらかじめお断りしておきます。会議の風景、会議の様子を写すということですので。

もう1つ、これからの百条の日程は準備会を入れる中で非常に日程が詰まってくると思います。それで原則的、前のこの会議のときに日程を調整しますが、現に1、2の委員が不都合な場合でも、その日程で決める場合もありますので、あらかじめご了解願います。

あと、今、神宮司委員が遅れていますが、こちらに何か、出掛けに急用があったということで、こちらへ向かっているそうですので、今から第4回の特別委員会を始めたいと思います。よろしく願いします。

○議会事務局長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。

委員長の進行でお願いいたします。

○野澤委員長

まず、今日は傍聴人も多く見えていますが、すべての傍聴人に許可いたしました。

傍聴人に対して、一言、注意等を申し述べたいと思いますので、お聞きください。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について、可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくよう、お願いします。

よろしいでしょうか。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第 19 条第 2 項ならびに委員会傍聴規定第 9 条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

では、これから始めたいと思います。

カメラはここまででということをお願いします。

今日は先ほど副委員長からも話が確認されています、入札執行の流れについての説明を受け、それについて、説明で分からない点、あるいはもっと詳しく聞きたい点、そういうことに関して、流れの原則、入札執行の流れの原則について、皆さんで確認作業を行うということですので、よろしくをお願いします。

そして前回の特別委員会で確認しているように、このあと御坂浄水場関係の工事入札について、まず調査していくということですので、そういう中でのそれを念頭に置きながら、皆さんのそれについての質問ということではなくて、次への流れの中で、そういうことですので、原則をしっかり頭に入れていただきたいということです。

その上で、繰り返しになりますが、原則で今日は書類もあり、説明もありますから、かなり詳しい説明はいただけるとは思いますが、それでも聞き落としたところとか、繰り返しになりますが、この点はどうなっているという、さらに子細について質問があれば、そういう形での会議にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

では早速ですが、そちらのほうから工事入札の流れについての説明、この書類のフローチャートに沿ってという形になりますか。お願いします。

○荻原総務部長

改めまして、こんにちは。本日、説明員ということで出席いたしました、総務部長の荻原です。(管財課の雨宮です。) よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、入札執行の流れについての説明を、これからさせていただきます。管財課長より説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○雨宮管財課長

では座って説明させていただきます。

よろしくお願いたします。

先日、事務局のほうから、資料を配って、お手元のほうで見ていただいていると思います。

1 枚、大きい A 3 判の事後審査型条件付一般競争入札、それから・・・。

○野澤委員長

この間、事前に配布されている、これ。小さいものが 2 枚ですか。

ない人がいたらコピーしてもらって、ちょっとすみません。

書類があとで来たということもありましたが、しっかり書類を持ってくるようお願いします。では。

○雨宮管財課長

一応、書類の確認をさせていただきます。A3判、縦長のもので、事後審査型条件付一般競争入札（フロー図）というものが1枚ございます。その裏に、上の半分ぐらいになっておりますが、こちらが同じく、フロー図ですが、後半のほうで変更契約フロー図となっています。

ちょっと小さめのもの、横書きのもの、事後審査型条件付一般競争入札の流れという、日数が書いてあるものが1枚ございます。

もう1枚、同じA4判の縦型になっておりますが、随意契約のフロー図ということで4枚、4ページということになります。

それでは説明に入らせていただきます。

現在、笛吹市の入札につきましては、事後審査型条件付一般競争入札を主に行っているところです。

これにつきましては、合併当時は指名競争入札等を行ってきたわけですが、現在につきましては、平成18年度から一部事業について一般競争入札、それから19年度からは、ほとんどの案件につきまして、一般競争入札を行っているところです。

この事後審査型条件付一般競争入札というのは、市の入札参加資格に認定された者に対し、地域要件、それから実績要件、経営事項を入札参加の条件といたしまして、これを事後に審査し、一般競争入札として行うものです。

年間の件数につきましては、300件程度の件数を行っておるところです。

入札会の回数につきましては、年間30回程度行っています。

それでは、フロー図に従って、ご説明に入らせていただきます。

まず最初に、縦型の大きい資料をご覧になっていただきたいと思います。

上のほうに四角で4つ囲ってあります。

事業担当課、管財課契約担当、それから契約担当者（市長）、それから業者となっています。

それぞれの、それを縦に見ていただきますと、その業務の内容的なものが縦軸で見ていただくと分かるような形になっています。

あくまで、このフロー図につきましては、職員が事後、取扱いについて、インフォメーションというコンピューターの共通の部分があるわけですが、その中に閲覧できるような、職員が閲覧できるような形でつくってあるものです。

当然、伝票ですとか、そういった流れのことですので、これにつきましては、ホームページ等には掲載してはしないわけです。職員が事務を行うためのものということで、こういった流れのフロー図をつくってあるものを、お示ししてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、上からいきますと、当然、工事につきまして、設計書の作成を担当事業課で行います。

これにつきまして、絵図に従って説明していきますが、予算の執行伺い、設計書等の添付ということで、入札の執行伺を取ります。

当然、金額によって行うわけですが、一般の工事につきまして、これにつきましては、130

万円以上につきましては、入札の対象となる。それ以上におきましても、特別な事情のある場合につきましては、あとで説明をさせていただきますが、随意契約という形を取る部分がございます。

委託の事業につきましては50万円以上、それから物品につきましては80万円以上、それから役務等につきましては、50万円以上につきましては原則として入札の執行をするという形になっています。

担当課で予算執行伺い、設計書等を添付しながら、予算執行伺いをですね、決裁をとります。当然、管財課、それから財政、総務等を回りまして、契約担当者、市長のほうまでの決裁を取るわけです。

取った中で、これにつきましては、取ったものにつきましては、入札の案件となりまして、管財課のほうで入札案件として報告をさせていただきます。

それと並行しまして、事業担当課におきまして、参考資料（1号様式）とありますが、これはこの場所を画面上で、パソコンの場合、ここの画面上をクリックしますと、そのの様式が出るという形になっているので、こういう形で書かせていただいています、特に書類等をつくって添付させていただいてないですが、事務の流れの中のフロー図ですので、ここの場所をクリックすると、その様式が出てくるという形の中で出していますので、一応、添付資料としては出していないですが、ご承知おきをお願いしたいと思います。

参考資料としまして、積算図書等、データ等、そういったものを管財課に送っていただいた後に、一般競争入札公告の原案を管財課で作らせていただきます。

これにつきましては、当然、地域要件・実績要件・経営事項等について、工事の金額等、それから工種等の関係、そういったものは事業課からの資料を参考としまして、行っているところです。

その後、入札参加審査委員会、これは設置要綱が設けてございまして、設置要綱の中で審査項目としまして、入札参加資格に関する事項というものがございます。

先ほど言いました、地域要件、それから実績要件、それから経営事項、そういった、例えば地域要件ですと、県内に本社、本店ですとか、笛吹市内に本社本店ですとか、そういった事柄。実績要件につきましては、何百万円以上の、例えば土木工事をした経験があるとか、何百万円、何平方メートル以上の建築工事をしたことがあるとか、そういった要件。

また、経営事項等につきましては、市のランク付けが業者として、してございますので、A・B・Cとか、そういったランク付けに関する事等についての経営事項。

または、経営審査をしておりますので、そういう中のP点という、経営審査の点数がございます。これは全国の会社が公開されているわけですが、そういったものの点数によつての配点の点数の決定をいたします。

そういう中で入札参加資格の審査委員会で審査を経た後に、入札公告を決定しまして、そちらを添付しまして、決裁を取るところです。

その右側に予定価格調書作成とございます。

これは、契約担当者が予定価格調書の作成を行うわけですが、入札につきましては、入札の予定価格を事前に公表する案件、それから事後に公表する案件がございます。

物品等につきましては、事前公表という形を取っておりまして、公告の段階でその予定価格を公表いたします。従いまして、先に予定価格を決めていただいた後に、公告の資料の欄に、

予定価格を表示するようにしています。

当然、事後審査型、事後公表型の部分につきましては、事後公表という形ですので、入札予定価格調書を作成するわけですが、それにつきましては、予定価格調書、それから最低制限価格等を契約担当者のほうで記載していただいたものを封印して、会計課で入札日まで管理をしております。

決裁を受けた後、管財課におきまして、入札の公告、設計図書等の公表を行います。

ここにつきましては、公告したものについて、業者のほうへ確認し、また一般競争入札の参加申し入れ等が市役所の管財課に提出されます。

その一般競争入札の参加申し出の受理をしまして、最低入札参加数というものを決めておりますので、その参加数に足りない場合には、取りやめという措置になります。

だから入札参加数が最低入札参加数を2社とした場合に、1社しか応札がない、希望がない、申し出がないということであると、その案件につきましては取り止めという形に、この時点となっております。

その下のところにちょっと矢印がないわけですが、設計図書等の中で質問事項等がある場合には、質問をお受けいたしまして、それぞれ担当の事業課でないと分からない設計内容のこと、それから入札にかかわる参加資格等にかかわることについては、管財課のほうでの回答となりますが、いずれの回答につきましても、質問事項等をホームページ等で掲載して、公に公開をさせていただいております。

そのあと入札に、その後、なるわけですが、入札につきましては、先ほど申しましたように、年間では30回ほど実施しております、入札当日に、その当日の案件すべてを一斉に入札していただきます。

当然、案件ごとの、それぞれ箱がございますので、その中に一括の入札をさせていただく形になります。

こちらについては、通例ですと、9時から9時半、30分程度ですが、行っているところです。それにつきましては、その後、そのあります案件ごと、1件ごとにつきまして、予定価格調書、それから入札書の開札を行っております。

入札書、それから予定価格調書の確認をした後に、不備がないものにつきまして、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最も低いものから落札候補者とさせていただいております。

あくまでも、この時点では入札の落札者ということの決定はしておりません。

制度が事後審査型の条件付一般競争入札ということですので、事後の審査があるということです、この場では落札候補者の発表をさせていただいております。

物品等につきまして、最低制限価格が設定されていないものにつきましては、予定価格のみですので、最低価格者を落札候補者とするということになっています。

入札会の次のところに、提出書類等確認、管財課の欄の方には申請書等、それから事業課につきましては、積算図書となっています。

先ほど言いましたように、事後審査型ということですので、出していただきました入札書、それから申請書類、それから積算図書等につきまして、確認をさせていただいております。

その下に網掛けで入札参加資格審査委員会というところがあります。

抜き出しで説明書きがちょっとしてありますが、入札申請等の書類確認後、不適格と問題がある落札者がいた場合のみの開催ということで、入札参加の条件を満たしていない、参加が不

適格な方が落札候補者となっている場合につきましては、入札参加資格の審査委員会を改めてここで開催することになります。

その下に、何箇所か網掛けになっている部分がありますが、これにつきましては、不適格者があった場合の処置として行うフローとなっております。

提出書類等の確認等、間違いがなかったということになった場合、入札結果の報告、それから入札決定通知書の案を、それから契約締結の同等の決裁を取らせていただいて、決裁後に落札者に電話で連絡を取っているところです。

落札者は連絡を受けた後に、落札決定通知書の受理を管財課に来て行っております。

受理されると同時に入札結果の公表ということで、こちらにつきましては、ホームページに入札結果の公表をさせていただいています。

下にいきまして、落札者のほうで契約書の作成をいたしまして、契約の締結という形になります。

契約が締結しますと、契約締結の報告を報告決裁を受けました後に、契約書の引き継ぎということで、これにつきましては、事業担当課へ引き継いで、その後、支出負担行為のシステム等への入力、それから工事等に対しましては、監督員の通知ですとか、前払い金の支払いということになっていきます。

事業者につきましては、契約後、事業に着手ということで、監督員の通知を取ったり、前払金の受理を行うような形になっています。

次に裏のほうですが、事後審査型一般競争入札工事委託物品、役務等の変更契約フローということでもあります。

変更契約につきましては、笛吹市の建設工事の標準請負契約約款、それから笛吹市の建設工事執行規則等によりまして、設計図書に誤表、または脱漏、間違っている部分ですとか、抜けているところ、または設計図書に示された変更条件と実際の工事現場等が一致しないというような場合には、発注者、それから受注者の間で協議をした中で、発注者が認めた場合につきましては、設計図書の訂正・変更を行うことができますとなっております。

また、これに伴いまして、発注者は必要があると認めたときには、工期、それから請負代金の変更、または受注者に損害をしたときには必要な費用を負担しなければならないということで、変更の契約が認められておりますので、そういった場合の手続きとなります。

こちらにつきましても、事業担当課、管財課契約担当、契約担当者、また業者となっております。

当然、今までの表で説明しました契約入札執行等が終了した後の、先ほど言いました工事の変更ということで、変更設計書等を事業課で作成し、一般の執行変更伺い、変更設計書等を作成いたします。

これにつきましては、予算執行の変更伺い書の合議を管財課、また財政、それから総務等の合議を取りながら、契約担当者の決裁を受けているものです。

これを受けた後に、それぞれの金抜き設計書を紙ベースで管財課の契約担当に提出を、事業課からしていただきました後に、管財課のほうで契約書の作成を行います。

この作成を行った後に業者に連絡し、変更契約の締結ということになります。

また、変更契約を行った後には、当初の契約と同じなんですけど、結果の報告、決裁を受けた後、変更契約書の引き継ぎを事業課へ行いまして、支出負担行為等の財務システムの入力等を

行うということです。

また、業者のほうにつきましては、変更契約後、変更事項につきましての着手を行うことになっております。

次に、A4判のこの横長のものをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、主要な入札にかかわる部分の実践的な部分を表示させていただいております。

左側の上のほうですが、予算執行伺いから設計書等の添付、これは先ほど申しましたように、事業課のほうで行なわれております。

これにつきまして、案件の受付締め切りをするのが通例、木曜日が基準となっております、その日を第1日目と想定しますと、全体で33日かかるということになります。

予算執行伺設計図書の添付をしたものを受け付けまして、案件の締め切りが木曜日になりますと、翌週の木曜日に入札参加資格審査委員会を、1週間後に開催しております。8日目となっております。

その翌週の火曜日、初日からしますと13日目になりますが、その時点で入札の公告、設計書等の公表、これにつきましては、管財課のほうでホームページに掲載していきます。

業者さん方につきましては、この日から設計図書等が閲覧できますので、業者見積り期間の1日目となっておりますが、この日が初日ということになります。

約1週間後、翌週の月曜日になりますが、一般競争入札参加の申し出の受理を行います。

これにつきましても管財課のほうへ申し入れをしていただくものです。

そのまた翌週の今度は火曜日です。入札公告から2週間後が入札会という形になります。ということで業者さんにつきましては、見積り期間につきまして14日間の見積り期間を基準としてとっております。

その後、入札書の点検関係、入札書類の確認、入札結果公告、それから落札決定通知の案の作成、契約締結の伺い等、これは同日付けで入札会と同日付けで審査等を行い始めております。

結果につきまして出たものが入札結果の公表ということで、その週の金曜日に行っております。3日間のちということですが、その時点で入札結果の公表を行っております。

その週末をはさんだ月曜日ですね、翌月曜日に契約締結ということで行っております。トータル事業課の案件の締切日から契約の締結までが、通常でいきますと33日間を通してやっていくという流れになっております。

下のほうに追記させていただいているところですが、業者の見積り期間についてということで建設業法施行令6条によりまして、先ほど言いましたように見積り期間は14日間とさせていただきます。500万円未満につきましては1日以上、500万円以上5千万円未満につきましては10日以上ということで、一応、基準としましては左側の見積り期間14日間を採用した中のもので行って、1、2につきましては行っているところです。

5千万円以上につきましては、15日以上の見積り期間を必要とするということですので、右側の5千万円以上の案件の場合というふうに掲げてありますけれども、業者の見積り期間を21日間、取らせていただいております。ということで1週間の期間が伸びますので、全体ですと40日間の、予算執行の案件の受け付け締め切りから契約締結までに40日間が必要となるということになっております。

日数的な関係につきましては、そんなことをご覧になっていただきたいと思います。

続きまして最後の随意契約の工事、委託、役務等のフロー図でございます。

これにつきましてもやはり事業担当課、それから管財契約担当、それから決裁権者、それから業者となっております。これにつきましては、決裁権者となっております 50 万円から 100 万円につきましては部長の決裁、それから 100 万円から 200 万円につきましては副市長の決裁、200 万円以上につきましては市長の決裁ということで、全部が市長決裁ということでありますので決裁権者という形の説明となっております。

当然、金額等によりまして基準があります。先ほど言いましたように、工事につきましては 130 万円以下につきましては、随意契約は金額で認められております。そのほかにも内容によりまして緊急の必要により競争入札に付することができない、また競争入札に付することが不利と認められる場合、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札を付し落札がないとき、そういった財務規則等にも規定された中で必要と認められている場合に随意契約を行っているところです。

こちらにありますとおり、先ほどの工事の入札のフローと同じように事業課におきまして設計図書を作成をし、予算執行伺いを作成いたします。これにつきましては、それぞれのものを管財課契約担当に合議、財政課、総務課等の決裁の合議をとったのちに決裁権者のところで決裁を受けることとなります。

先ほど言いましたそれぞれの金額によりまして、予定価格の調書の作成を決裁権者のほうで行っていただきます。

予算の見積書の依頼ですけれども、10 万円以上のものについては 2 以上を基準としております。工事につきましては、一応 30 万円以上につきましては 2 社以上見積りを要するという事になっております。

業者のほうに見積り依頼し、質問等がありましたら質問等につきまして全見積りに回答等を送っております。見積書の提出を受けまして、その中で確認したのちに財務会計、支出負担行為書によりまして、支出負担行為の決裁をとります。

執行伺いありとありますけれども、物品委託工事業務につきましては管財課のほうの決裁、合議を取ったのちに所定の決裁権者までの決裁を必要としております。

また下に執行伺いなしとありますけれども、これにつきましては食糧費、負担金補助金等につきましては管財課等の決裁は必要がなく、決裁権者の決裁をとりまして業者の決定をし、そののち契約書の締結を行い業者のほうに契約書をお渡しし、事業に着手するという形になっております。

随意契約につきましては、そのような流れで行われているところです。

いずれのフローにつきましても、職員が事務の取り扱い用に利用するために作ったものでございますので、分かりにくい点等があるかもしれませんのでご容赦願いたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○野澤委員長

どうもご苦労さまでした。今、かなり細かい説明をいただきましたけれども、あくまでも職員が事務をしていく上でのそういう便宜を図るフローですので、こちらからの観点で分かりにくい点もいくつかあろうかと思っておりますので、あるいはまた今の説明で聞き落とししたところ、確認するところ等がありましたら挙手をして発言をお願いします。

小林君。

○小林委員

この一連の流れの中で、入札審査会の中で議事録は当然全部、とってあるということですよ
ね。議事録は。審査会の中。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

審査の、当然原案、それから修正したもの等についてはございますけども、議事録をとると
いうまでの要綱ありませんし、議事録はございません。

○野澤委員長

はい。小林委員

○小林委員

原案と変更はあるんですか。議事録は。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

審査にかけます公告の内容の変更ですね、そういったものはございますけども議事録という
ものはとってはございません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

入札の、課長、議事録が一切ないということですね。議事録が。今までもそういう経過でき
たということですか。今までもずっと。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

はい、そうです。

○野澤委員長

確認しますけども、それはここにきて変更したとか、つい最近起こったということではなく、
ずっとそういう形で議事録はとっていない。ただ変更した場合の、何をどういうふうに変更し
たとか、変更の事実のそのことはしっかり書いてあるけれど、その変更に至る過程の議論は
議事録としてはないということですね。

○雨宮管財課長

今おっしゃられたとおりです。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

どこまで質問していいのか。今日はこのフローについての部分ということですよ。

○野澤委員長

いいです。今の質問は、原則論ですから。別に個々の・・・。

○小林委員

さっき冒頭、委員長が御坂の浄水場の調査から始めるということで、それも含めた中でよく聞いて、よく質問してくれという部分できたんだけど。

○野澤委員長

いや、ちょっとそれ、私も言葉が足りなかったかもしれないです。次回、御坂の浄水場に関して、次回以降しっかり突っ込んだ調査をしていくと。その前提としての今日の原則論ですから、そういう視点での質問ということで、御坂に具体的に、個別のことには言及しないで、疑義については言及する場ではないということですけども。

○小林委員

今日はあくまでもこのフローということですね。

○野澤委員長

今の質問は自由に結構ですよ。はい。

○小林委員

これを見てもなかなか理解できない部分があるんですけどもね。これ、携わっていて、この資料を全部、自分で作成した、自分でチェックした部分があればいいんだけども、なかなかこのフローだけでは理解し難い部分があるんですけども、分かる範囲で質問したいと思うんですけども、設計の図書の作成ですね、これは担当課長、原課ということですよ。作成するのは、まずね。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

区分けが縦型で4つに分かれていますけども、事業担当課、それから管財契約担当、それから契約担当者、業者となっております。設計書作成の欄、その欄につきまして一番左側の欄に掲げたものにつきましては事業担当課、それぞれの担当部署がやっております。

○小林委員

左側に掲げてあるというのは、

○野澤委員長

縦系列に見て。

○雨宮管財課長

この縦を見ていただいた枠の部分にかかる部分が、一番左につきましては事業担当課で行っております。

○小林委員

それでその下に予算の執行伺い、この執行伺いは設計書添付の中で当然、われわれの知識だと、この予算執行伺いは市長に思うんですけども。執行伺い。このへんのところをもう少し詳しく。今、上からきている、この左側ですね。

○野澤委員長

2段目のへんの横の。

○雨宮管財課長

予算執行伺いにつきましては、当然そこに書いてありますとおおり右側に矢印が向かっております。管財課の契約担当、当然、中の事業課内の決裁が通ったのちに管財課の契約担当にまわります。その後、財政課、総務部長を経由した中で会計管理者、それから市長の決裁、契約担

当者の決裁というようになっています。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

この右に決裁というのがありますよね。決裁。それはだから担当課をまわって、財政課をまわって、この決裁は市長が決裁するということですか。この設計書に従って。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

縦系で見ただけのように、ちょうどその上のほうですね、上側が契約担当者（市長）となっております。市長までいく間に、今、小林委員さんがおっしゃるとおり、財政課、それから会計管理者等を経由した中で、最終的には契約担当者の市長の決裁を受けたのち案件となるということでもあります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

この決裁は、決裁を受ける段階は要するにこの工事を執行してもいいですよという部分の決裁なのか、予定価格はどこで入れるということですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

予算執行伺いですので当然この工事なり、この物を買うとか、そういったことの行為をしてよろしいかという決裁になります。当然、設計額はこのときに記載をされたもので、予算の執行ですので金額はここに記載をされております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

設計金額は記載されているけども、市長が出す予定金額・・・ここにありますか。あくまでもこれは決裁ですか。予定価格の算出をここで市長がするわけですね。この下で。

単独で予定価格調書の作成、これを市長がするという事ですよ。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

決裁を取ったのちに、案件の受け付けを管財課で行います。下のほうに、管財課の欄ですけどもいきまして、担当課から入札の公告の参考資料をいただきながら一般競争入札の公告の案を作成し、そののちに入札参加審査委員会にかけます。その矢印が下にいっていますけども、その右側に予定価格調書の作成となっております、公表する段階で事前公表の案件については事前に予定価格を市長から書面でいただいたものを予定価格とさせていただきます。事後公表となる案件につきましては、先ほども申しましたように封かんいたしまして、会計課のほうで入札時まで保管をするということになります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

ここで当然、予定価格と同時に事後審査型の場合ですとあれですよね、最低制限価格もこうやって入れるわけですよね。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

予定価格調書には予定価格、ならびに最低制限価格を記載していただいております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

これはだから、あくまでも市長の単独とってはあれですけども、市長みずから独自の数字ということですよね。予定価格も最低制限価格も。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

これにつきましては用紙、それから封筒等は管財課のほうで準備いたしまして、設計額を記入する欄がございますので、そちらのほうを記載したものを市長にお渡しし、契約担当者にお渡しして記載をしていただくということになります。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

今の点ですけども予定価格調書の作成、これは市長の権限であるわけですよね。権限であるわけなんだけども、これは実際には職員が携わるということは、相談に乗るとか携わるとかそういうことはないわけですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

先ほど言いましたように用紙、それから封筒は管財課で用意しますけども、当然その書くものは市長に独自に書いていただくというふうになります。

○野澤委員長

ちょっと補足を。

○荻原総務部長

実務的にその予定価格調書を作成するときには、私も管財課の職員も一切同席等はしておりませんので、市長の権限において市長が作成をして封印をしたのちにお預かりをして会計課の金庫で保管をする、そういう仕組みを行っております。

○野澤委員長

ちょっと私のほうから。ということは予定価格と最低制限価格は、市長以外は誰も知らないということですね。

○荻原総務部長

そのとおりでございます。

○渡辺委員

最低制限価格のパーセンテージ、予定価格に対して何%かというものも、これは非常に工事の種類によって微妙になってくると思うんですが、そのへんの助言もまったく、誰もないというふう理解してよろしいのでしょうか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

最低制限価格につきましては調査価格というふうなものがございます。そういったものの数字の一応、積算的なことはこちらのほうで参考としてはお渡ししております。

○野澤委員長

何価格ですか。

○雨宮管財課長

最低制限調査価格です。

○野澤委員長

最低制限調査価格というのを参考として市長のほうに示すと。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

参考に示すということは数字を管財のほうで、どういう参考ということですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

最低制限価格の設定をするにつきましては、それぞれ基準的なものがございますので、それに伴ったケースの価格、そういった設定をさせていただいております。工種等によります最低制限価格でございます。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

最低制限価格については、特に最低制限価格なんですけども、他の市町村の数字に比べて桁数、有効水準の桁数が少ないとか、あるいはそんな感じを受けるんですけども、この有効水準何桁とか、あるいは何万円以下は四捨五入とか切り捨てとかということも決まっているわけですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

そういったことは決まっておりません。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

それでは笛吹の場合、最低制限価格について比較的、この桁数が少ないんですよね。有効水準の何億何千万円とか何億何千何百万とか、そういうものが非常に多いわけなんですけども、これもすべて原則は決まっていなくて、市長の判断ということでよろしいでしょうか。

○管財課長（雨宮茂貴君）

はい、そういうことです。

○野澤委員長

よろしいですか。

（はい。の声）

小林委員。

○小林委員

今、予定価格調書の作成まで下がってきたんですけども、その前の入札参加資格審査委員会の中で、さっき経営事項とか実績とか地域要件とか、そして業者のランクA・B・C、それからP点とかという話になったんですけども、それを決めるのが入札審査会なんだけども、その入札審査会の原案をつくるのはどこということですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

図の参考資料、事業担当課というところの3段目のところに、参考資料とございます参考資料様式1です。こちらのほうで事業の概要的なこと、それから地域要件、実績要件、経営事項等の欄がございまして、原案となるものは担当課で作っております。管財課のほうで参加する人数等につきまして、参加できるのではないかとという人数等の資格等を考慮した中で新たに原案を作成させていただいております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

その原案は担当課で作って、それから入札審査会の中で管財課で、もう一度指名した中で決定すると思うんですけども、その決定するこの部分の決定権者というか、そこはどこということですか。誰ということですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

これにつきましては、入札参加審査委員会が構成しております各委員さん、現在11名ですけども、その委員さん方の意見等を踏まえた中で、その中で決定をしております。

○上野副委員長

その11名のメンバーを教えてください。

○野澤委員長

11名のメンバーを、課長お願いします。

○雨宮管財課長

委員会の委員の構成ですけども副市長、会計管理者、総務部長、建設部長、産業観光部長、

公営企業部長、管財課長、土木課長、水道課長、下水道課長、農林土木課長、まちづくり整備課長および、その案件を所管する部課長。括弧書きとしまして、教育委員会につきましては教育長をもって構成するということになっております。

基本は12名、それから現在ですと11名となっております。それに案件を所管する部課長ということです。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

今、11名の審査委員さんの中で会長はメンバーからすると副市長ということですよ。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

委員会には会長を置き市長が指名するというので、また必要に応じ会長代理を置くことができるということで、副市長という指名ではないわけですが、現在は副市長に行っていたら、今、不在ですので会長代理ということで総務部長が指名を受け行っているところです。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

市長が任命して副市長がこの審査会の委員長ということですよ。そういうことですよ。今は副市長が不在だから、代理として総務部長が審査会の会長をやっている。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

そのとおりです。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

今のことに関係しまして、このいったん、入札参加資格審査委員会であって公告案が出て決裁が下りたというところで、この公告の取り消し、あるいは変更の起案ができる立場の人ほどなたになるんですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

ここにありますが、お手元にお配りしてあるとおりですね、委員会は市長の求めるところにより次に掲げる事項を審議するものとするということで、入札参加資格に関する事項、それを委員会で審議し行っております。先ほどのフローによりますと、これにつきまして決裁を取ったのちに公告ということになりますので、あくまで審議会の意見ということで公告案を付けたのちに決裁を取っているところです。

○野澤委員長

今の質問は、いいですか、もう一度。

○渡辺委員

あと、それ実際に公告されたあと、これの取り消し、または変更の起案ができるのはどなたかと。その権利の問題と同時に、実質的に提案をする立場の人は誰かということをお伺いしたいと思います。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

当然、一度出したものということですので、それにつきましては入札参加資格審査委員会等はそののちは通りませんので、執行者という形になります。

○野澤委員長

執行者は市長ですね。

はい。

○小林委員

確認しますが、今、渡辺さんのところで公告してから変更、設計図書の変更とかいろいろな変更があるんだけど、公告してからの変更、もしくはその変更の起案に対して提言するのは市長ということですね、これは。そういうことで、いいということですよ。要するに公告後の変更ができるのは市長だけということですね。

○野澤委員長

その確認。

○雨宮管財課長

内容ですね、公告した内容等に変更が生じたということがありますので、こういったものについては原課からの申請等がありましたのちに公告の変更ということがありますので、いずれにしても事業課とか、その原因が分かったところからの申し入れがあったものの変更という手続きをして、公告前の変更ですとか、例えば先ほどの入札参加者数が足りないとかは管財課のほうで分かりますので、そういったものは取り消しとか、そういったときはまた改めて決裁をとらせていただいたのちに内容の変更ですとか、取り止めを行っているところです。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

要するに変更があった場合に、入札審査会は特にそれから開催しなくて、それを決定する、要するに担当課とか、そういう部分から上がってきた部分で変更とかがあった場合にそれを決定するのが市長だけということですか。

○雨宮管財課長

そうです。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

今の話で、起案できるのは形の上で市長しかないというのは分かっているわけなんです。実際、それをもう一度差し戻せということと言えるのは市長だということは分かっているわけなんです。ですから今のように原課とか、その他いろいろな事情によって実質的な申し出という

か起案というか、それができるのはどこかというふうに聞いたわけで、その点についてその一部が話されて、原課等で出されるということは分かったわけなんですけども、それから続けて質問があるんですが、まずその点についてケースをいくつか挙げていただきたいと思います。

○野澤委員長

質問の趣旨は分かりましたか。

はい。

○雨宮管財課長

添付されております設計書等による変更につきましては、原課からの申請があったのちに変更をさせていただくと。変更の起案につきましては、管財課のほうで作らせていただいております。先ほども言いましたように内容的なこと、公告内容の変更ですね、こちらにつきましては先ほど言ったように参加者数が少ないですとか、そういった件についても管財課のほうで取り止めたものについてを決裁を取っております。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

そうしますと、また入札公告の変更という取り消しだけではなくて、変更というところからはまた再度、入札参加資格審査委員会へ、大きな変更については戻されてやっていくということなんですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

再公告ですとか、そういった案件につきましては当然、内容変更等がある場合につきましては審査委員会の過程を経ます。その場での取り止めですとか、そういった決裁につきましてはその場でのことですので、取り止めという決裁につきましては、参加者数が少ないので取り止めということについては管財課で決裁を取ったのちに、そこで取り止めということになります。

○委員長（野澤今朝幸君）

よろしいですか。

（はい。の声）

志村委員。

○志村委員

このいただいたフローと最初にいただいたフロー、ちょっと違うんですね。この入札審査委員会付議伺いというのがここには入っていない。それから入札審査委員会から出てきて予定価格の決定というところが管財課契約担当のところ、最初にいただいたものには一応、入っていたんですが、今回の場合は特に矢印も付いていなくて調書の作成というふうになっている。それ以外のところもいくつかちょっとあるんですけども、特に分かりやすく作り直していただいたのか、さっきちょっと質問の中でもあったんですが、実態というか実務的に契約の原案を、公告の原案を作っている段階で参考となるような、その部分は設計金額ということだろうと思うので、そういった部分も含めて公告案を示していくというふうな、実務的には、当然、記入するときには同席をされないというお話がありましたけども、こういう形で出していきますというときには、設計金額は入っているんだけども、そのへんの状況を、このフローで消えてい

る部分、そういったところが流れとしてあるのではないかなと思うんですが、どうなんですかね。

○野澤委員長

最初にもらったこれとこれの関係を、ちょっとお話をしてもらって。

○雨宮管財課長

以前に配られた資料ですけれど、職員の共通のところにこれが置いてありまして、こういった色分けになっているものがお手元にあるかどうか、分からないですけれど。

○志村委員

白黒ですけども、こっちは。

○雨宮管財課長

網掛けのところをクリックしますと、ここの内容、先ほど言いましたように、様式が出てきたりですとか、どういうような手続きをしますとか、そういう内容が出てくるような形になっています。中のほうの字句等を見ていただきますと、前にもお渡しした中で、1ページ目の中段から下のところに、計画通知ある場合のみ、その隣が落札者にで終わってしまっているんですけど、これは新しいほうには落札者に電話連絡とか、ちょっと画面上だけを印刷すると出てこない部分が、プリントアウトですと出てきてしまっております。

そんなこともありまして、全体の字句を表したものを、新しく今日お渡ししたものになっています。先ほどちょっとお話しが委員さんからありました、委員会への付議伺い等につきましては、現在は決裁しますものにつきましてすべてが委員会への付議の伺いというものはありません。決裁したものすべて入札が案件ということになっております。

ちょっとこれ自体の、最初にお配りした物自体が、古いバージョンと言っただけなんですけれど、現在やっていないバージョンで、なおかつ財務会計で決裁をしておりますので、そういったことを含めた中で、ちょっと差し替えという形で今回、お渡ししたのが現在やっているバージョンだということに、職員からやっているものということで、ご理解をいただきたいと思います。

以前からのものと、そのへんちょっとプリントした場合に出てこない字句とかあったりとか、そういった古いバージョンだったものなので、ご容赦いただきたいと思います。

○野澤委員長

今、職員が問題にしているいくつかあるけれど、予定価格の決定というのが、管財課契約担当の下にあって、これが単にフローの間違いなのか、以前こういうことがここで決定されたのかという事実があるのかという、そのへんを多分、私自身が問題にしたいんですけど、これは。

○雨宮管財課長

当然入札の入札担当者、市長が決定権者ですので、これが決定ということでまた右に決定と書いてあります。あくまでも本来決定するのは、準備的なことは当然するわけですけど。

○野澤委員長

準備という意味ですね、ここは。

○志村委員

準備をしていたのはいつまでですか。

○雨宮管財課長

準備は今でも行っています。準備というか、当然、封筒ですとか、そういった中の書面の設計金額等を書き込んだものの様式等はお渡ししています。現在もです。

○志村委員

最初にいただいたフローで、委員会の下に矢印が出て、予定価格の決定と出て、右へ決裁権者の方に決定と出る。この契約担当ところの予定価格の決定というのは、職員の皆さんは、ここは予定価格を別に決定しているわけではないよという理解でいいですか。

○雨宮管財課長

はい、そのとおりです。

○野澤委員長

ちょっと不正確なフロー図ということですね。

よろしいですか。

重要な点だと思います。

いいですか、今の点は。そういうように確認できましたけど。

○志村委員

そこはそうではないということですね。

だからこういう古いバージョンがいつまでかというのを確認しますがけれども、古いバージョンでやっていたときでも、ここに予定価格の決定という、契約担当のところにある部分については、別にここで予定価格をお示しするとか、想定するとか、そういう認識ではないということですか。

○雨宮管財課長

はい。 そのとおりです。

○志村委員

ではいつまでだったか。

○雨宮管財課長

以前からお示するというはなく、ここのプリントの間違えというか、決定と書いてあるものでなく、あくまでも準備段階まではやっていたということです。

○志村委員

このフローがいつまで使ったものですか。

それは分からないですか。

○野澤委員長

フロー全体という、今のところは不正確な記述だと。

雨宮課長。

○雨宮管財課長

現在、これがそのままずっと置いてあったというと、職員の者の中には見れる段階で、現在はなっていました。

それをプリントアウト、先ほど言いましたようにしたということで、実際のそういった誤解があるところについては、こちらのほうに今回出させていただいたものということで、ご理解をいただきたいと思います。

○志村委員

ではすみません。いろいろ皆さんもあると思うので、あと1点、確認ですけれど、そういう

形で入札会が行われて、積算図書と申請書等を、それぞれ原課と管財課で確認をした後の、不適格等の落札候補者がいた場合のみ開催という網掛けの委員会については、開催実績はこれまでにあるのかどうか。あれば何件くらいあったのかをお願いします。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

私が把握している限りはございません。

○渡辺委員

リアルな話を聞くんですけれども、先ほどこだわってすみません。予定価格だけれども、この間、予定価格、あるいは最低制限価格なんですけれども、何億というものや、まったく実情というのを知らないで、そういう中でやはり市長というのは相談相手というのはまったくないと、相談しなくて独断で判断しなければならないという、大変孤独で冷たい場にいるのかどうなのか。あるいはそういうことはある程度可能なのかどうか。当事者でないと分からないと思いますので、そのへんについて、考え方を伺いたいと思います。部長のほうから。

○野澤委員長

部長。

○荻原総務部長

あくまでも決定権は市長にございますので、市長がわれわれにはそういった相談は一切ございませんので、例えば副市長に相談をすることがあるようなことがどうか、それは聞いてみなければ分かりません。

今も不在ですけれども、当時おった時代もありますので、それはちょっと分かりません。

○渡辺委員

管財では分からないから、市長でないとその点は相談できるか、あるいはまったく1人で悩みながら解決するのか、そのへんについては市長に聞かないと、管財は一切分からないということですね。

○荻原総務部長

そのとおりです。

○野澤委員長

始まって1時間半ほど経ちますので、休憩をここで入れたいと思います。

10分まで。

(休憩)

○野澤委員長

再開いたします。

渡辺委員。

○渡辺委員

あと業者の関係なんですけれども、質問というのは、これはあくまでインターネットか何かでやることで、直接接するということはないと思うんだけど、念のために直接接するという、業者と直接接する機会というのは、入札当日以外はあるんですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

当然、年間の入札の日程表は当初に公開をし、それによって公告日等についても把握していますので、公告する日に業者さんはホームページ等を閲覧した中でやっています。

今、申し込みについてですけれど、参加の申し出につきましてはFAXで送られてきます。当然FAXですので、一方通行になる場合もありますので、電話を一報入れていただくと。こちらのほうで、どこどこ業者からの何々の公告番号何の何番を参加ですねというような形のやりとりがあります。

その後につきましては、先ほど言ったような、質問事項、これにつきましては様式が定められておりますので、そういったものをFAX等でやり取りをし、公開についてはホームページで回答については出しております。

議員さんのおっしゃられたように、あとは当日の入札会場で代理者の方なりが封印した入札書を持参してくるという形になります。

あとその後の電話連絡等で落札決定を通知いたしますけれど、決定通知につきましては業者さんが直接印を持参して持ちに来ます。

あと当然契約の場合も契約書という窓口、また入札会場等、そういったところで入札会、あとは落札決定通知の準備、契約書の作成に伴う受け渡しです、管財課としてはそういったところで業者さんと接触ということになります。

○野澤委員長

よろしいですか。

○渡辺委員

基本的にこの入札が行われる前から入札日前までは接触がないという話しなんですけど、場合によっては入札案件によっては現場を見なければならぬということ、そういう点では接触があるのではないですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

入札については、現場的なことにつきまして、一応それぞれ、当然書面に場所、それから設計内容等、図面等をお渡ししていますので、それで確認ということになると思います。

あらためて今現在ですと、現地の説明会等は各事業課等がやってはいないと思われま。

○野澤委員長

いいですか。

志村委員。

○志村委員

では、5千万円以上は13日間、それ以下のものは6日間ということで、公告してから申し込み出させていただくまでの間ですね。そこはいいですかね。

いいですね。

その日数がうちの場合はこういう設定になっているんですけども、他の市町村とか、そういったところはどうかというところがもし把握していれば、あるいはそういった

た他の自治体の入札契約事項を参考、あるいは何か標準的なものを参考にしてこういう期間の設定をしているのかというところがありましたらお願いします。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

現在、他町村につきましての入札、公告日とか入札日ですね、申し込み等についての把握はしてございません。

先ほどちょっとお話しましたとおり、年度当初に日程的なものにつきましては公告をさせていただいて、ある程度曜日ごとで分かれた形ですね、そういった形で1週間なり、2週間とかそういった間隔を持った中で一覧表をつくりましてページを、これがそうなんですけれど、こういった形で、年度当初に入札日、公告日等は決めさせていただいています。

○志村委員

そうだと思うんですけど、入札とか、2週間という期間の設定ですね、それはやはりこれくらいの時間が必要だろうとか、積算するのにいろいろ図書も確認して、業者さんのほうで準備をしていくのにこれくらいの期間が必要だろうというような、何らかのそういう理由があって、こういう期間の設定になっているんだと思うんですけど、当然年度の初めに日程的なものは出すんですけども、こういう設定になっている理由は、ご説明していただければ。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

この一覧表の左下に書かれてあるとおり、見積価格の規定が建設業法に出ておまして、金額によって5千万円以下につきましては10日以上取らなければならないという規定がございます。これを加味して、入札公告から2週間というのを一応目安にして、5千万円以上につきましては右側のほうにあります期間を取りました形でやっております。

○野澤委員長

はい。

○志村委員

要するにこういうものがあって、でも短くしているわけですよね。ある程度ものによってはとありますけれども、15日以上というのを13日とかというのを短く・・・。

○野澤委員長

長くしている。

○12番議員(志村直毅君)

見積り期間をですね。

○雨宮管財課長

見積り期間につきましては、入札公告から入札会までということが見積り期間でありますので、通常ですと14日になりますね。ですから10日以上を確保している。

5千万円以上につきましては、15日以上という規定ですので、1週間延ばしまして、一番右側になりますけれども、業者見積り期間1日目から、下からになりますけれども21日、3週間とっています。

○志村委員

この一応流れ、日数的なものはずっと変えていないですか。最初から18年、19年くらいから導入してから、一応こういう日数でやってきているのか、あるいは当初よりも少し長短があるのか。そのへんはいかがですか。

○雨宮管財課長

私が今把握しているところでは、この日程でやっております。

○野澤委員長委

調べる必要ありますか。

○志村委員

いいです。把握しているというのは3、4年くらいということですよ。もう少しですか。

○雨宮管財課長

そこまではちょっとすみません。

担当課長になったのが昨年度からですので、申し訳ございません。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

さっきの話なんですけれど、総務常任委員会でも庁舎の工事に関する契約変更にかかわりまして、やはりああい修繕とかそういうものに関しては、大型修繕などは中が分からないというようなこともあるので、事前の設計業者も調べなければならぬし、応札もとてもどういう中の状態になっているかというのは調べる限り調べないと、怖くてどうしようもないだろうという話もあったりして、そしてそういうことについて、事前に見てもいるかのような話もあったというように、私は理解をしたんですけれども、ちょっとそれはないということですね。

繰り返して申し訳ないですけれども。

○雨宮管財課長

入札の書にも通じるお話の中にも出たように、現場の確認ということで出ておりましたけれども、現場の確認はしているという解釈であります。

当然中身についてですけれども、中の壁をはがしてまでとか、中のものについては、業者は見えないということになります。

そのへんにつきましては、設計書で見積り、記載してあるものによって、業者のほうは積算をします。ですからあくまで基準となるものにつきましては、設計図書を基準として現場を確認してということになります。

○渡辺委員

現場確認に際しては職員は接触はないということですね。

○管財課長（雨宮茂貴君）

はい。

○野澤委員長

ほかに。

小林委員。

○小林委員

このフローの中で、質問書提出とありましたね、入札の前なんですけれども、今回のこの調

査の22件の件数の中で、いろいろな変更があるわけなんだけれども、入札の前に当然この質問状が来る部分があると思うんだけど、何点か質問がありましたか。

○野澤委員長

それは今回のそれにかかわりますから。

○小林委員

22件の中でという部分だったらいいでしょう。

○野澤委員長

今日はそういうことではなくて、質問がどういう種類のものが来るとか、今まであったかというのはいいけれども、御坂の浄水場に直接かかわることは、次回以降しっかりしますから。一般論として何か、この質問の仕方とか、そういうことでもし・・・。

○小林委員

一般論として、設計、入札の前の設計図書の変更ね、当然これは変更がある場合、何回も変更があったんだけど、業者側からとしても、普通はその質問があつて当然かなと思う部分がある、これはあつたとして、これは現場にかかわる部分だから、工事の変更というのがありますよね、当然ね。工事の中の変更、追加ということですけども。そういう部分に関して、当然私は質問状が当然あつたはずだと思うし、当然その工事の変更何カ所も、その工事の変更の金額だって何百万とか、何千万になるんだから、そういう部分は当然その入札の段階、工事の段階の中でこういった質問状、その前の段階で、この入札に入る質問の前の段階で質問状という部分があるはずなんだけれども、どうなのかということですけども、答弁できる範囲で、部分についてはまた委員長が言われたように、その部分の中で、この部分は質問があつたのか、どういう質問なのかということはまた質問しますけれども、そういった部分で往々にして質問がありますか。何かこのへんで。

○雨宮管財課長

当然、図面、それから数量等、建築の場合なども、例えばこの壁の材料がどういうものなのか、仕様が同じであればいいのかとか、そういった質問から、やはりそれぞれ業者さんが積算するについての質問は当然あります。細かい記載の中で、どのような判断をしているのか、1つの基準がAという部品を使っているのか、Bというものを使っているのかとか、そういったものからはじまりまして、質問というのは多種にわたってきます。当然来た質問については、質問者等だけではなく、公にホームページを使つての回答ということで、全員というんですか、公開をして質問、それから回答によっては行っています。

工事を発注され、工事にかかわってからということではなく、あくまでも積算上についてですね、積算にかかわる、積算の過程の質問等ですね、そういったものについても受けています。

○野澤委員長

よろしいでしょうか。

○小林委員

個別の部分が多いから、また個別でやります。

○渡辺委員

議会の答弁でも言われていることなんですけれど、現在は積算のソフトというのが非常に普及しているもので、かなりのものはほぼぴったりこの積算価格というのは業者のほうも推定できるという話を伺っているわけなんですけど、またもう一方では、業者などに聞くと、ぴったり

というわけにはなかなか当てられないという話も聞くんですけども、管財としての感触として、私も例えば舗装工事みたいなものは、かなりぴったり当たるんだと思うんですけども、また建物や、複雑な工事などについてはぴったりということはなかなか難しいと思うんですけども、このへんについての長年管財をやってきて、入札にかかわってきた人の感触として、答弁の中ではかなりぴったり当てやすいというような主旨の答弁もあったんですけども、そのへんの現場にいての感想というのはいかがなものか。

○野澤委員長

部長。

○荻原総務部長

その入札の流れの説明とはちょっと内容的に異なりますし、長年の感じで、経験値でというお話ですけど、ちょっと回答は難しいかなと思うんですね。よろしく願いいたします。

○野澤委員長

いいですか。

志村委員。

○志村委員

あと、確認をもう1点ですけども、今日いただいているフローだと、市長決裁が普通にいけば報告決裁まで含めて4回というように理解できるわけですけども、最初にいただいたフローを見ると、契約締結前に決裁というのが1つ入っていて、これはやはり今の流れの中ではやっていないというように理解していいですか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

契約締結前の決裁というのが、報告決裁という部分ですね。

○志村委員

今日いただいたものは、契約締結という横長の上に、矢印があるだけなんですけれども、最初にいただいたフローだと、そこに決裁というのが入って来るんです。それは今の流れではやっていないということでもいいんですか。

例えば何か違う契約書を作成した後に、締結までの間に決裁というのは、最初のフローにあるんですけど。

報告決裁というのはその下なので、そっちには。

○野澤委員長

ありますか。

○雨宮管財課長

契約締結の前ですね。

○志村委員

はい。

資料の確認なので、一応参考にいただいているものなので、どちらが正しいのか確認を。

○雨宮管財課長

今現在新しくお渡ししたものでやっております。

この前のほうについてですけど、作成の前にあるということで、結果の公表と合わせて報

告決裁という形を取らせていただいております。

契約前ですので、伺いをとっているという形、決裁という形ではないと判断します。

○志村委員

ここは決裁ではないということですね。

了解しました。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

先ほど志村委員からも質問があったんですけども、不適格になるということで、その不適格ということで、この見積書とか、積算の業者の資料に基づいて、あるいはその他の理由で落札者決定後に不適格ということは今までなかったと、あるいはその審査をしたことはなかったという話しだったと思うんですけど、なぜなかったのかということで、例えば見積り内訳書などに関しては、ただそれは合計数字が例えば最低制限価格以下だったら不適格、失格だけでも、それ以上であつたらすべてクリア、問題ないということになるのでしょうか。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

提出書類の関係ですと、参加者条件の表と、それから実績調書、配置予定技術者の調書、積算内訳書、これにつきましては参考資料として提出を求めるものであると。金額は入札書の金額と一致することとなっております。

あくまで参考資料という形になり、積算資料につきましてはなりません。

ここでいう入札の参加資格という件につきましては、例えば会社更生法の手続きの申し立てがされているですとか、民事再生法に基づく手続きが開始されたとか、手形、小切手の不渡りを出したとか、そういったことも問われる中で、そういったものが落札候補者となった後に発覚した場合につきましては、入札参加資格審査委員会を開催し、不適格者であるかどうかという審査をするような形になります。

先ほどお配りしました設置要綱のほうにも、入札資格がないということから、理由の説明請求への対応ということで、入札参加資格の審査委員会の設置要綱の審議事項に入っております、そういった面の審議をしていただくということで、網掛けをさせていただいているところです。

○渡辺委員

要するに、参考資料であるために数字の例えば内訳書で、個々の数字等の最後の数字があつていれば、それ以上の審査は、検討はどこでもしないということですね。

○野澤委員長

雨宮課長。

○雨宮管財課長

もちろん金額は入札書の金額と一致するというので、あくまでも入札書がすべてという形になります。

○野澤委員長

全体の金額のみ問題にするということですね。

ほかにどうですか。

はい。

○小林委員

このフローの中に、今日の中で特にではないですけども、この過程の中で公告するに当たって、地域条件とか、実績とか、いろいろな中で、業者のランクABCとか、それからP点とありますよね、千点とか、800点とか、その今回の関係する業者の経営実行審査総合評価というんですか、これを参考資料として次回までに出してもらいたい。この前P点という話をしたんですけども。

○野澤委員長

それはまた、このあとしっかり議論をします。

この中で。

○小林委員

私はさっきも公開だというから、その部分をここに関係する業者のランク付けを出してほしいという、こういうことです。

特に公開だから別にいいと思うんですけども。

○野澤委員長

この議論が終わったあと、この議論というか質疑が終わったあと。

○小林委員

それを要求したい。

○野澤委員長

どうですか、今回の入札の一連の流れに関する説明を受けて、質疑があったわけですけど、大体確認、また個別の事象になると疑問点もわいてきたりすることもあるかと思えますけれども、今日の説明の段階での確認ということではよろしいでしょうか。

(はい)

今日は本当に部長、課長、ありがとうございました。

とりあえず、議事の①の部分については終了しますので、ここで荻原部長と、雨宮課長には退席していただいても結構ですし、傍聴のほうもここで、退場ということで、あとは日程調整とか、次回以後のことについての打ち合わせ、話し合いをします。内容についてまた新聞記者等の方が必要でしたら、私が後でまたお話いたしますけど、よろしくお引取りお願いします。

どうもご苦労さまでした。